

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第17条関係〕	別添1
保育	都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例〔法第20条の2関係〕	別添2
医療	保険外併用療養の拡充〔通知〕	別添3

《凡例》

法：国家戦略特別区域法

通知:「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について（平成27年5月25日付、医政発0525第4号、薬食発0525第9号、保発0525第3号）

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添1～3の各シートにおいて記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第 17 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第 19 条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第 17 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること。
- ④実施時期については、2020 年までの事業開始を予定していること。

(別添 2)

都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例（都市公園占用保育所等施設設置事業）
〔法第 20 条の 2 関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②施行令第 23 条で定める社会福祉施設を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、施行令第 24 条で定める技術的基準に適合すると見込まれること。
- ④実施時期については、2020 年までの設置を予定していること。

(別添4)

保険外併用療養の拡充〔通知〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内にある保険医療機関であること。
- ②臨床研究中核病院、臨床研究品質確保体制整備病院若しくは早期・探索的臨床試験拠点である病院又はこれらと同水準以上と認められる臨床研究実施体制を有する保険医療機関であること。
- ③米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術について、先進医療を実施しようとする保険医療機関であること。